

機械器具 55 医療用洗浄器
一般医療機器 器具除染用洗浄器(35424000)

販売名 : スティールコ TW3000/4 シリーズ

【警告】

- ・本品の使用前に、この添付文書及び取扱説明書に記載されている使用方法及び注意事項のすべてを熟読すること。
- ・洗浄槽、被洗浄物は高温になるため火傷に注意すること。

【禁忌・禁止】

- ・下記【使用目的、効能又は効果】の使用目的以外には使用しないこと。
- ・器械、器具の洗浄以外に使用しないこと。
- ・洗浄中に扉を開けないこと。
- ・扉に手や体が挟まれないように注意すること。
- ・装置を改造しないこと。
- ・専任者以外は、装置を分解、修理しないこと。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状



代表例：TW3000/4 W1950 のコンベアシステム

2. 本体寸法（公差±10%）

型式	外寸 W×D×H(mm)
TW3000/4 W1950	1950×3942×2600
TW3000/4 W1350	1350×3942×2600

主な組成 外装：ステンレス(SUS304)、槽内：ステンレス(SUS316L)

※電気仕様、蒸気仕様、蒸気/電気切替仕様の装置がある。

【必要設備】 蒸気仕様（代表例）

給水	20A(SGPもしくはSUS)バルブ止(0.1~0.8MPa)
給湯	20A(SGPもしくはSUS)バルブ止(0.1~0.8MPa)
R0水	20A(SUS)バルブ止(0.1~0.8MPa)
給蒸	50A(SGPもしくはSUS)バルブ止(0.2~0.45MPa)
排蒸	32A(SGPもしくはSUS)バルブ止
圧縮空気	10A(CUP)バルブ止(0.6~0.6MPa)
排水	50A(SGPもしくはSUS)排水温度最高93℃
電源	3φ200V 75A
排気	φ125(SUS)3本

【動作原理】

本装置は医療用機器及び病院で使用する器具の洗浄・超音波洗浄・すすぎ・除染・乾燥を目的とした装置である。タッチパネルの操作、専用の洗浄ラックに付いたマグネットやバーコード等により予め入力された洗浄プログラムを決定し、主に1槽目で洗浄、2槽目で超音波洗浄、3槽目ですすぎ・除染、4槽目で乾燥を自動で行う。洗浄ラックは、各槽へ自動搬送される。本装置の前後に自動コンベア等を設置することにより、洗浄ラックの自動搬入出時の効率化が図れ、作業効率が上がることが望める。

【使用目的又は効果】

再使用可能な器械・器具を主に「洗浄・超音波洗浄・すすぎ・除染・乾燥」の工程で自動処理を行うための装置。

【使用方法等】

詳細は取扱説明書を参照すること。

1. 洗剤・中和剤・防錆潤滑剤等の残量を確認する。（残量が少ない場合は補充する。）
2. 電源スイッチを入れる。
3. 専用の洗浄ラックに洗浄物を搭載する。
4. 洗浄プログラムを選定する。
5. トロリーもしくはコンベアにより、ラックが槽内へ自動搬送される。
6. 選択した洗浄プログラムが自動スタートされる。
7. 工程終了後、出口側トロリーもしくはコンベアに自動搬送される。

【使用上の注意】

1. 運転前に洗浄プロペラが回転するか確認すること。
2. 被洗浄物の耐熱温度を確認すること。
3. 被洗浄物とラックの総重量が100kg以下であること
4. 被洗浄物に適した洗浄ラックを使用し、適したプログラムを選択すること。
5. 洗浄剤は無泡性のものを使用すること。
6. 工程終了後、被洗浄物が高温になっている場合があるので火傷に注意すること。
7. 洗剤類を補充する際には手袋やゴーグル等の保護具を着用すること。
8. 洗剤容器の交換は、ラベルを確認し、同じラベルの容器に分量計を差し替えること。

【保管方法及び有効期間等】

〔耐用期間〕

指定された定期点検を実施した場合、8年〔自己認証（当社データ）による〕

取扱説明書を必ずご参照下さい。

【保守・点検に係る事項】

[使用者による点検事項]

詳細は取扱説明書を参照すること。

装置を正常に作動させるため、点検と清掃を毎日行うこと。

1. 洗浄剤の点検

始業時、洗剤、中和剤、防錆潤滑剤等の量をチェックし、必要であれば交換すること。

2. ゴミ取りフィルターの点検

1日1回、槽内のゴミ取りフィルターをチェックし、汚れていたら清掃すること。

3. 洗浄プロペラチェック

1日1回、洗浄ラックや装置本体のプロペラにゴミが詰まっていないかチェックし、異物があれば取り除くこと。

4. 水漏れチェック

始業前、使用中、業務終了時に水漏れや異臭がないかチェックすること。

5. 装置表面の清掃

装置の表面を清掃する際、洗剤を使用する場合は、中性洗剤を使用し、清拭後は洗剤が残らないよう拭き取ること。

6. 操作パネルの清掃

柔らかい布にプラスチック製品に影響のない中性洗剤を使用して清掃すること。

[業者による点検事項]

装置の性能を維持するため、年1回以上の定期点検を実施すること。

[点検内容]

1. 洗浄及び乾燥機能の点検

2. 配管回路・循環経路の漏水及び劣化部品の点検

3. 当社が交換を推奨する消耗部品の交換及び点検

4. 制御部品の点検

5. 洗剤の分注量及び洗浄水量の校正

作業については当社の技術員または、当社の教育を受けた業者の専任者が行うこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社エムエス

住 所：東京都文京区本郷3丁目26番12号

電 話：03-3814-1026（代表）

製造業者名：Steelco S.P.A.（イタリア スティールコ社）

取扱説明書を必ずご参照下さい。